山口県地域経済牽引事業促進協議会規約

(目 的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画(法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 前条の協議会は、山口県地域経済牽引事業促進協議会(以下 「協議会」 という。)と称する。

(設 置)

- 第3条 協議会は、次に掲げる機関に所属する者を委員として設置する。
 - (1)下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、 柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、 田布施町、平生町、阿武町
 - (2) 山口県
 - (3) 山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、 国立大学法人山口大学、地方独立行政法人山口県産業技術センター、 公益財団法人やまぐち産業振興財団
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、法第7条第2項各号で掲げるものを委員として加えることができる。
- 3 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、前条第1項第1号に掲げる市町及び山口県のホームページへの 記載等により行う。

(事 務)

- 第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
 - (2) 同意基本計画に位置付けられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
 - (3) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。

(4)前3号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を 行うこと。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、山口県産業戦略部に事務局を置く。

(役員及び職務)

- 第7条 協議会に次の役員を置く
 - (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、再任することができる。
- 8 役員は非常勤とする。

(オブサーバー)

- 第8条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブ サーバーを置くことができる。
- 2 オブサーバーは、会長が会議に召集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項 をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。 (分科会の設置)
- 第11条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会 を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊 重しなければならない。

(協議解散の場合の措置)

第13条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

付 則

この規約は、平成29年9月14日から施行する。